

原子力規制検査の実施状況

令和4年12月8日

原子力規制庁

検査監督総括課

1. 令和4年度第1四半期及び第2四半期の実績
2. 柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査の状況
3. 原子力規制検査における課題に対する取組状況
及び対応方針

1. 1 全体概要

- 日常検査（規制事務所の検査官が主に実施）、チーム検査（本庁の検査官が主に実施）ともに、計画どおりに実施した。
- 検査指摘事項は16件確認された。内訳は以下のとおり。

	第1四半期		第2四半期		合計
	実用炉	核燃料施設等	実用炉	核燃料施設等	
原子力施設安全及び放射線安全関係	3	1	6	1	11
核物質防護関係	1	0	3	1	5
合計	4	1	9	2	16

※全て「緑」（核燃料施設等は「追加対応なし」）の判定。

1. 令和4年度第1四半期及び第2四半期の実績(2/8)

1. 2 検査指摘事項

(1) 第1四半期 (1/2)

[原子力施設安全及び放射線安全関係]

	件名	概要	重要度 深刻度
1	泊発電所 火災感知器の不適切な設置	事業者が自主的に令和3年10月から12月にかけて火災感知器の設置場所について総点検を実施したところ、原子炉施設の安全上重要な機器が設置されている火災区画において「泊発電所（1、2号炉）の原子炉設置許可申請書（添付書類八）」及び「泊発電所3号機第8回工事計画認可申請書」に明記された「消防法施行規則第23条第4項に定められた設置条件に基づき設置すること」を満足していない煙感知器が合計9か所あることが確認された。	緑 SL IV
2	美浜発電所3号機 工事計画に従った評価・施工の不備による補助給水機能に対する不十分な火災防護対策	令和3年10月18日から実施した関西電力株式会社美浜発電所3号機に対する第3四半期火災防護（3年）チーム検査の際に、原子力検査官が、電動補助給水ポンプエリアにおいて、補助給水機能に係る一部の設備に対する火災防護が不十分であることを確認した。 タービン動補助給水ポンプの現地盤並びにA系及びB系の電動補助給水ポンプの起動盤（以下「制御盤」という。）は、これらの制御盤に火災が発生した場合には補助給水ポンプを運転制御できない場合があるにもかかわらず、そのことが評価されずに約0.6mの間隔で横並び一列に設置された制御盤の内部に火災感知設備及び自動消火設備が設置されていない。 また、B系電動補助給水ポンプの動力ケーブルを収納している電線管が、A系電動補助給水ポンプの電動機の約1.4m上部を通過しており、A系電動機の火災時にB系電線管内の動力ケーブルを焼損する可能性があるが、当該電線管は1時間耐火シート等で被覆されておらずA系及びB系との系統分離は認められなかった。	緑 SL IV
3	高浜発電所3号機 保守管理不備により発生したスケールによる蒸気発生器伝熱管の損傷事象	高浜発電所3号機第25回定期検査（令和4年3月1日～）において、事業者が蒸気発生器（以下「SG」という。）の伝熱管全数の渦流探傷試験を実施したところ、A-SG伝熱管2本及びB-SG伝熱管1本において、管支持板部付近に外面からの減肉（減肉率は、A-SGが約57%及び判定基準未滿、B-SGが約41%）が認められた。	緑 SL IV

1. 令和4年度第1四半期及び第2四半期の実績(3/8)

(1) 第1四半期(2/2)

[原子力施設安全及び放射線安全関係]

	件名	概要	重要度 深刻度
4	東芝マテリアル株式会社 核燃料物質使用施設(政令第41条非該当)における核燃料物質の管理区域外への漏えい	<p>東芝マテリアル株式会社(以下「東芝マテリアル」という。)が令和3年10月12日に提出した原子炉等規制法に基づく報告において、隣接する東芝横浜事業所(非規制対象事業所)が平成26年3月に水素回収・循環設備の更新作業を実施した際に、管理区域外に漏えいした核燃料物質により作業員(放射線業務従事者でない者)が被ばくした可能性があることを確認した。</p> <p>本使用施設は、当初東京芝浦電気株式会社の所管施設(昭和46年5月21日使用許可)であったが、その後、平成15年10月に分社化して、使用施設のうち管理区域部分が東芝マテリアルとして使用許可を継承し、使用許可の範囲外であった管理区域外は非規制対象として東芝横浜事業所に継承された経緯(注)がある。</p> <p>本件は、使用許可において事業者が管理区域境界の内側に設置されたバブラーによりトリウムが完全に除去できるとの評価をしていたものの、結果として、バブラーによって除去しきれなかったトリウムが東芝横浜事業所が所管する管理区域外に設置された設備に付着し、上記更新作業の際に作業員の被ばくの可能性(事業者の評価上0.011mSv)を招いたものである。</p> <p>(注) 東芝マテリアルは管理区域内に設置されたトリウムを取り扱う還元炉、トリウムを除去するバブラー等を含む設備を、東芝横浜事業所(非規制対象事業所)はバブラーから後の工程となる水素回収・循環装置等をそれぞれ管理していた。</p>	追加対応 なし SL -

[核物質防護関係]

	件名	概要	重要度 深刻度
5	中国電力株式会社島根原子力発電所における核物質防護事案(物理的防護)	身分を証明する書類の偽造に気付かず、確実な確認を行わないまま、周辺防護区域等の入域許可証を発行していたもの。	緑 SL IV

(2) 第2四半期 (1/3)

[原子力施設安全及び放射線安全関係]

	件名	概要	重要度 深刻度
6	柏崎刈羽原子力発電所6号機 不十分な不適合処置による非常用ディーゼル発電機(A)の複数回にわたる復旧失敗	令和4年3月17日、柏崎刈羽原子力発電所6号機非常用ディーゼル発電機(A)の24時間連続運転時に発生した機関軸受(発電機側)軸封部からの潤滑油飛散事象以降、復旧するための適切な不適合処置を実施できなかったため、複数回にわたり補修と不適合発生を繰り返した。	緑 SL IV
7	美浜発電所3号機 不十分な調達管理によるA封水注入フィルタ蓋フランジ部からの漏えい	令和4年8月1日、第26回定期検査中の美浜発電所3号機において、1次冷却材系統漏えい検査準備のため、1次冷却材系統を昇圧した際、「封水注入流量低」警報が発信した。このため、運転員が現場を確認したところ、原子炉補助建屋の封水注入フィルタ室付近に水溜りが確認され、さらに関連パラメータの確認により、原子炉補助建屋サンプの水位上昇が確認された。(漏えい量は約7.5m ³ 、約2.2×10 ⁶ Bqと推定) 事業者による調査の結果、A封水注入フィルタ蓋フランジのボルトが工事計画書記載の規定トルク値で締め付けられていなかったことから、締付不足により漏えいが発生したものと判明した。	緑 SL IV
8	美浜発電所3号機 不十分な作業管理によるAアキュムレータ逃し弁の誤動作	令和4年8月21日、第26回定期検査中の美浜発電所3号機において、1次冷却材系統の昇温・昇圧時に、「Aアキュムレータ圧力低」警報が発信した。事業者は、Aアキュムレータ圧力が保安規定に定める制限値4.04MPa以下に低下していることを確認したことから、保安規定の運転上の制限(第51条:アキュムレータ、第85条:重大事故等対処設備)を満足していないと判断した。 事業者による調査の結果、第26回定期検査時の当該逃し弁近傍での足場組立・解体作業において、アキュムレータ逃し弁ボンネット部に何らかの衝撃が加わった可能性があり、その衝撃により弁シート部の当たり面に変化が生じ、設定圧力より低い値で当該弁が誤動作し、アキュムレータ内の圧力が低下したと推定した。	緑 SL IV

1. 令和4年度第1四半期及び第2四半期の実績(5/8)

(2) 第2四半期 (2/3)

[原子力施設安全及び放射線安全関係]

	件名	概要	重要度 深刻度
9	高浜発電所3号機 作業要領書の不備によるタービン動補助給水ポンプの運転上の制限からの逸脱	令和4年7月21日、第25回定期検査中の高浜発電所3号機において、タービン動補助給水ポンプの制御油系統のオイルフィルタ（以下「当該フィルタ」という。）の蓋部からの油漏れ（約8リットル）を運転員が確認した。 このため、油漏れを止めるため、運転員が制御油系統のポンプを停止したことにより、タービン動補助給水ポンプが動作不能な状態となったことから、事業者は保安規定の運転上の制限を満足していないと判断した。 事業者による原因調査の結果、当該フィルタのシート面の手入れやパッキンの取付け方法に関して作業要領書に具体的な記載がなく、今回の第25回定期検査で実施した当該フィルタの分解点検後の復旧作業に不備が生じたことから、油漏れが発生したものと推定された。	緑 SL IV
10	高浜発電所4号機 保守管理不備により発生したスケールによる蒸気発生器伝熱管の損傷事象	高浜発電所4号機第24回定期検査（令和4年6月8日～）において、事業者が蒸気発生器（以下「SG」という。）の伝熱管全数の渦流探傷試験を実施したところ、A-SG伝熱管5本、B-SG伝熱管2本及びC-SG伝熱管5本において、管支持板部付近に外面からの減肉（最大減肉率は約49%）が認められた。 事業者は、前回定期検査時と同様、伝熱管表面に生成された稠密なスケールがプラント運転中に管支持板下面に留まり、そのスケールに伝熱管が繰り返し接触したことで摩耗減肉が発生した可能性が高いと推定した。	緑 SL IV
11	高浜発電所1号機 所内規定の不備による屋外アクセスルートの確保の失敗	令和4年9月6日、停止中の高浜発電所1号機において、原子力検査官が可搬型重大事故等対処施設（以下「SA車両」という。）等の確認のために現場ウォークダウンをしたところ、緊急時対策所から北門に至る屋外アクセスルートの幅員が狭くなっていることを確認した。事業者の立会いのもと、当該屋外アクセスルートの幅員と、緊急事態の際に通行するSA車両等のうち最も幅の大きいブルドーザ（ブレード幅約3.7m）との関係を実測したところ、当該屋外アクセスルートがブルドーザに対して狭いことを確認した。	緑 SL IV

1. 令和4年度第1四半期及び第2四半期の実績(6/8)

(2) 第2四半期 (3/3)

[原子力施設安全及び放射線安全関係]

	件名	概要	重要度 深刻度
12	日本原燃株式会社再処理施設 高レベル廃液ガラス固化建屋における作業管理の不備による供給液槽Bの安全冷却機能の一時喪失	令和4年7月2日に日本原燃株式会社の再処理施設高レベル廃液ガラス固化建屋において、作業管理の不備による弁の誤操作により供給液槽Bの安全冷却機能が一時喪失した。	追加対応 なし SL IV

[核物質防護関係]

	件名	概要	重要度 深刻度
13	東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）	一部の照明装置に非常用電源設備等が接続されておらず、求められる機能を十分に確保できる措置が講じられていなかったもの。	緑 SL IV
14	東北電力株式会社女川原子力発電所における核物質防護事案（出入管理）	正規の手続を行わずに、立入制限区域の車両許可証を発行していたもの。	緑 SL IV
15	東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所における核物質防護事案（物理的防護）	防護区域内防護対象枢要設備の巡視において、2人以上の者が同時に巡視を行っていないもの。	緑 SL IV
16	日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設における核物質防護事案（立入承認）	防護区域等への撮影機器の持込みに対して、必要な措置を行っていないもの。	追加対応 なし SL IV

1. 令和4年度第1四半期及び第2四半期の実績(7/8)

1. 3 その他の実績

(1) 検査継続案件（令和4年度第2四半期報告時）

	件名	概要
1	島根原子力発電所 品質管理基準規則の誤解釈等による社内規程の改正について	事業者は品質管理基準規則に基づき要求事項に適合していないことを不適合と判断して、その不適合を除去し是正処置を施して、不適合の再発を防止しなければならないが、誤った解釈等により社内規程を改正して、本来、不適合と判断すべき事象を不適合から除外し、不適合管理や妥当性評価を不要としていることを検査官が確認した。
2	日本原子力研究開発機構大洗研究所ホットラボにおけるローカルサンプリングシステムによる測定の一部未実施に伴う放射線管理の適切性について	事業者は、ホットラボ（北地区；政令第41条該当使用施設）においてローカルサンプリング端の一部を停止することの適切性を検討しないまま、ローカルサンプリング端の一部を停止して運用していた。これは、核燃料物質使用変更許可申請書 放射線管理設備配置図及び添1-(2)-69 25.1 管理区域の管理(3)空気中放射性物質濃度の測定 管理区域内各所に設置したローカルサンプリングシステムにより空気中の埃を捕集し、測定すること並びに保安規定 第2編 放射線管理 第18条（線量当量率の測定） 管理区域における線量当量率、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度を別表第7に掲げるところにより測定するという規定の遵守に失敗している可能性があり、現在、詳細について調査中である。

1. 令和4年度第1四半期及び第2四半期の実績(8/8)

(2) 深刻度評価のみ行った案件

①第1四半期

	件名	概要	深刻度
1	高浜発電所3号機 供用期間中検査の一部不実施による定期事業者検査報告書の内容変更	<p>令和2年12月から供用を開始した重大事故等クラス1機器に係る供用期間中検査（以下「供用期間中検査」という。）について、事業者は令和4年3月1日から開始する定期事業者検査において供用期間中検査を不実施としていたが、その根拠となる供用期間中検査に係る点検計画（以下「点検計画」という。）が未策定であることを同年4月14日に検査官が確認した。</p> <p>事業者は法令に基づき提出された定期事業者検査報告書（定期事業者検査開始時）において根拠となる点検計画が未策定の状態で供用期間中検査の不実施を決定したこと及び定期事業者検査開始後に点検計画を策定して今回の定期事業者検査において供用期間中検査を実施することに変更したことから、原子力規制検査の実施に必要な正確な情報を提供しなかった。</p>	SL IV

②第2四半期

	件名	概要	深刻度
2	日本原子力発電株式会社敦賀発電所2号機 設置変更許可申請の審査資料の不適切な変更管理によるボーリング柱状図データの書換え	<p>令和2年2月7日に実施された第833回「原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合」（以下「審査会合」という。）において、敦賀発電所2号機の審査資料中のボーリング柱状図の記事欄の一部が、第657回の審査会合時に提出された柱状図の記事欄から不適切に書き換えられ、さらに説明がなく提出されていることが判明した。</p> <p>敷地内破砕帯の活動性の評価という適合性審査における重要な論点の判断に用いるデータについて、正確な情報が提供されないことにより、審査に不必要な混乱や人的資源を多大に費やすことになった。</p>	SL III

➤ 2つの核物質防護事案

- ✓ 令和2年9月20日、運転員によるIDカード不正使用事案が発生
- ✓ 平成30年1月以降、核物質防護設備の機能の一部喪失が複数発生

➤ 原子力規制委員会の対応

- ✓ 令和3年4月14日：原子炉等規制法に基づき、特定核燃料物質の移動禁止を命令
- ✓ 令和3年4月22日：追加検査チームを設置して特別な体制を構築し、追加検査を開始
- ✓ 令和4年4月27日：追加検査の中間とりまとめ
- ✓ 令和4年9月14日：今後の追加検査における確認方針を策定

◆ 確認方針1：強固な核物質防護の実現

- ・ 重大な問題を繰り返さないための対策として、マニュアルの整備などのソフト面の対策のPDCAが確実に回り始めるとともに、ハード面の「人は判断ミスをするもの」と想定し、人に頼る部分を極力小さくする」方針が具体化され、出入管理システムや既設の立入制限区域の対策が終了し、改善効果が確認できること。
- ・ 立入制限区域の見直しによって、より一層の改善効果が見込まれること。

◆確認方針 2：自律的に改善する仕組の定着

- ・ 経営層のリーダーシップによりマネジメントレビューや変更管理の仕組が改善され、核物質防護業務全体のチェック機能が働くようになり、PDCAを回しながら資源配分を含めた改善の取組が実践されていること。
- ・ PP管理者の主導の下、PPCAPで実質的な議論がなされ、核物質防護に係る不適合が確実に管理され、実効性のある措置が実施されていること。
- ・ こうした核物質防護に係る自律的改善の取組が、東京電力社内及び協力会社に浸透し、発電所全体で核物質防護に対する意識や行動に改善傾向が認められること。

◆確認方針 3：改善措置を一過性のものとししない仕組の構築

- ・ 東京電力や協力会社の職員の核物質防護に対する意識や行動について、自ら定期的にモニタリングし、劣化兆候を把握した場合は迅速かつ適切な対応が行われる仕組が構築され、核物質防護規定等に明記されていること。

✓ 今後の追加検査における確認方針に従い、東京電力の改善措置活動を確認していく。

3. 原子力規制検査における課題に対する取組状況及び対応方針(1/7)

	令和4年度	令和5・6年度	令和7年度以降
横断領域に係る検査	<ul style="list-style-type: none"> NRCの状況をフォロー 	<ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽追加検査の実績等から反映すべき点の抽出 	<ul style="list-style-type: none"> 検査手法を検討
核燃料施設SDP	<ul style="list-style-type: none"> 使用施設SDPの検討・ガイド改正 	<ul style="list-style-type: none"> 再処理施設等の他の核燃料施設等のSDP手法検討に着手 	
PRAモデルの改善・範囲拡大	<ul style="list-style-type: none"> 高浜1・2号機、美浜3号機のレベル1 PRAモデルの適切性確認 ATENAの問題意識を把握し、対応 	<ul style="list-style-type: none"> 柏崎刈羽7号機(レベル1)、大飯3・4号機、玄海3・4号機、高浜3・4号機、川内1・2号機(レベル1.5)等の適切性確認 適切性確認で事業者に指摘した事項の状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の研究開発状況を踏まえ、モデルの範囲拡大に対応
事業者の機微情報へのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> 会合等で検査における機微情報等の取扱いについて事業者と議論し、手順の明確化を実施 JANSI及びWANOとの議論も継続し、JANSI情報の取扱いについて合意を目指す 		
設計管理及び火災防護の検査の改善	<ul style="list-style-type: none"> 事業者からDBDの状況についての説明を受ける 火災防護のNRCチーム検査に職員を派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 設計管理のNRCチーム検査に職員を派遣 派遣によって得られた調査結果をもとに改善を検討 	
リスク情報を踏まえた設工認	<ul style="list-style-type: none"> 事業者からの提案に応じて検討 		
使用前事業者検査の対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> 事業者から見直し検討の方向性の提示 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者からの具体的な提案を踏まえて、提案の妥当性等について議論 	
非該当使用者における放射線測定機器の校正	<ul style="list-style-type: none"> 非該当使用者の実態調査を踏まえ、ガイド改正 		
検査官交流	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度から実施した検査官交流を継続 		
検査指摘事項集の整備	<ul style="list-style-type: none"> 検査指摘事項集の作成 軽微事例集の削除を行うガイド改正 		
核物質防護分野に関する検査官の力量向上	<ul style="list-style-type: none"> 原子力安全を担当している検査官に対して、核物質防護に関する研修を順次実施 		
立地地域自治体等とのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 立地地域自治体や地域の実情に応じた説明を実施 原子力政策推進と受け取られないよう留意しつつ、引き続きコミュニケーションを実施 		
総合的な評定の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 現地検査官等との議論を試行 		

3. 原子力規制検査における課題に対する取組状況 及び対応方針(2/7)

3.1 検査手法、検査対象に関する課題

(1) 横断領域に係る検査

<取組状況>

- ・ 米国NRCにおける検討状況をフォローしているところ。

<今後の対応方針（短期）>

- ・ これまでの品質マネジメントシステムに関する検査指摘事項、品質マネジメントシステムの運用に関する検査で得られた知見及び柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査で得られた知見等から、横断領域の検査に反映すべき内容の検討を行う。

<今後の対応方針（中長期）>

- ・ 以上の検討結果を踏まえ、横断領域の検査手法を検討する。

(2) 核燃料施設等の重要度評価手法の整備

<取組状況>

- ・ 令和4年8月29日に実施した第9回検査制度に関する意見交換会合（以下「第9回意見交換会合」という。）にて、核燃料物質使用施設における検討の進め方について、原子力規制庁から議論の方向性を提示した。
- ・ 核燃料物質使用者と具体的な評価手法案について、今後数回意見交換会を行い、来年度第1四半期の改正を目指し、検査ガイドの改正案を作成する。

<今後の対応方針（短期）>

- ・ 再処理施設等の他の核燃料施設等の重要度評価手法の検討に着手する。

3. 原子力規制検査における課題に対する取組状況 及び対応方針(3/7)

(3) 確率論的リスク評価（PRA）モデルの改善及び範囲拡大

<取組状況>

- ・事業者が作成したレベル1 PRAモデルについての適切性確認の状況は以下のとおり。

【レベル1 PRA】

確認済：伊方3号機、大飯3・4号機、玄海3・4号機、高浜3・4号機、川内1・2号機

確認中：高浜1・2号機、美浜3号機、柏崎刈羽7号機

【レベル1.5 PRA】

確認済：伊方3号機

確認中：大飯3・4号機、玄海3・4号機、高浜3・4号機、川内1・2号機、柏崎刈羽7号機

適切性確認予定：高浜1・2号機、美浜3号機

- ・原子力規制庁としては、今年度内を目途に高浜1・2号機、美浜3号機のレベル1 PRAモデルの適切性確認を行う。また、ATENAから、原子力規制庁によるPRAモデル適切性確認の効率化に関する指摘があったことから、ATENAの問題意識を具体的に確認しつつ、対応していく。

<今後の対応方針（短期）>

- ・柏崎刈羽7号機（レベル1）、大飯3・4号機、玄海3・4号機、高浜3・4号機、川内1・2号機（レベル1.5）等、その他のPRAモデルの適切性確認を行う。
- ・これまでの適切性確認で事業者指摘した事項について、順次、具体的な対応を明らかにする（日米間の機器故障率に関する差異の要因に関する検討、PRAモデルに関する海外専門家レビューのフォローアップ等）。

<今後の対応方針（中長期）>

- ・事業者の研究開発状況を踏まえ、火災・地震等の外部事象や原子炉停止時へのモデルの範囲拡大に対応していく。

3. 原子力規制検査における課題に対する取組状況 及び対応方針(4/7)

(4) 事業者の機微情報へのアクセスの手順の明確化

<取組状況>

- ・事業者が、JANSIのピアレビュー報告書及びJANSIが事業者に対して発行する運転経験に基づく重要度文書を基に作成したCR（Condition Report：状態報告）について、検査官の閲覧が可能であることを、令和4年11月30日の第10回検査制度に関する意見交換会合（以下「第10回意見交換会合」という。）にて確認した。
- ・電力共通研究については、原子力規制検査による現場での研究結果の閲覧は可能であり、コピーの提供である開示については、通常の開示手続きとは別に、政府からの要請として開示までの期間を短縮できる手続きとなっていることを確認した。
- ・事業者内の内部通報に関する情報については、通報者の保護の観点等も考慮し、原子力規制検査として直接閲覧するよりも、まずは事業者が原子力安全の観点も含め適切に処理することが重要と考える。そのため、事業者の内部通報の処理がどのように行われているかについて面談等で確認しているところ。

<今後の対応方針（短期）>

- ・JANSIのピアレビュー報告書、運転経験に基づく重要度文書等については、閲覧の条件等について、JANSI及びWANOと議論を継続する。

(5) 設計管理及び火災防護に係る検査の改善

<取組状況>

- ・第10回意見交換会合にて、事業者の設計基準文書（DBD）の整備状況について確認した。
- ・令和4年11月28日～同年12月16日の予定で米国NRCに派遣して火災防護チーム検査を調査中。

<今後の対応方針（短期）>

- ・米国NRCに職員を派遣して設計管理に係る検査について調査を行う。

3. 原子力規制検査における課題に対する取組状況 及び対応方針(5/7)

(6) リスク情報を踏まえた、設計及び工事の計画に係る手続き（設工認）及び使用前事業者検査の対象範囲についての検討

<取組状況>

- ・使用前事業者検査の対象範囲については、第9回意見交換会合にてATENAから、現状、ATENAの関連のガイドラインにおいて使用前事業者検査の対象とされていない場合であっても、設備の仕様変更が生じる際には使用前事業者検査の対象とし、仕様変更を伴わない場合は定期事業者検査等で技術基準への適合性を確認するという見直し検討の方向性が示された。

<今後の対応方針（短期）>

- ・使用前事業者検査の対象範囲については、現在、ATENAにて具体的な適用事例や論点について詳細な検討を行っているところであるので、ATENAからの提案を踏まえて、提案の妥当性などについて議論していく。

<今後の対応方針（中長期）>

- ・リスク情報を踏まえた設工認の対象範囲については、事業者からの具体的な提案に応じて対応を検討したい。

(7) 政令41条非該当使用者1における放射線測定機器の校正

<取組状況>

- ・「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」に政令41条非該当使用者に対する放射線測定機器の校正に係る運用について追記するため、非該当使用者への検査による実態把握を進めているところ。
- ・この結果を踏まえ、来年度第1四半期の改正を目指し、検査ガイドの改正案を作成する。

3. 原子力規制検査における課題に対する取組状況 及び対応方針(6/7)

3.2検査官の力量向上に関する課題

(8) 検査官交流

<取組状況>

- ・今年度に未稼働プラントを担当している原子力規制事務所の検査官2名を、稼働プラントを担当している原子力規制事務所へ順次、派遣しているところである。
- ・次年度以降も検査官交流を継続する。

(9) 検査指摘事項の判断の参考事例集の整備

<取組状況>

- ・検査官の判断にバイアスが生じないように、検査指摘事項となった根拠を記載した参考事例集の作成を行う。なお、検査官会議等の場では、過去事例から重要度評価など判断する上で適用した考えを検査官で議論、共有し、原子力安全の側面から正しい判断ができるような取組みを行っている。

(10) 核物質防護分野に関する検査官の力量向上

<取組状況>

- ・原子力規制事務所にて原子力安全を担当している検査官に対して、核物質防護に関する研修を順次実施しており、今年度内に発電所及び再処理施設を担当する原子力規制事務所への研修を行う。

3. 原子力規制検査における課題に対する取組状況 及び対応方針(7/7)

3.3 検査結果等の発信に関する課題

(11) 立地地域自治体等の関係者とのコミュニケーション

<取組状況>

- ・原子力規制検査の結果については、原子力規制事務所長や地域原子力規制総括調整官が立地地域自治体や地域の実情に応じた会議体において説明を行っているところ。原子力政策推進と受け取られないことがないよう留意しつつ、引き続き立地地域自治体等と相談しながらコミュニケーションを行っていく。

(12) 総合的な評価の在り方

<取組状況>

- ・総合的な評価を踏まえ定める各原子力施設の次年度の検査計画が、検査指摘事項等の特徴も踏まえたものとなるように、今年度の総合的な評価の取りまとめの過程では現地検査官等との議論を試行する。

○第1四半期報告

原子力施設安全及び放射線安全関係（令和4年8月17日第28回原子力規制委員会）

<https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/kisei/010000750.html>

核物質防護関係（令和4年8月17日第30回原子力規制委員会 臨時会）

<https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/kisei/010000753.html>

○第2四半期報告

原子力施設安全及び放射線安全関係（令和4年11月22日第53回原子力規制委員会, 令和4年第55回原子力規制委員会）

<https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/kisei/010000777.html>

<https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/kisei/010000779.html>

核物質防護関係（令和4年11月22日第54回原子力規制委員会 臨時会）

<https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/kisei/010000778.html>

○日本原子力発電株式会社敦賀発電所2号機ボーリング柱状図データ書換えに係る原子力規制検査の結果及び今後の対応

（令和4年10月26日第47回原子力規制委員会）

<https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/kisei/010000771.html>

○追加検査

東京電力柏崎刈羽原子力発電所におけるIDカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案に対する追加検査の中間とりまとめ（令和4年4月27日第7回原子力規制委員会）

<https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/010000728.html>

<https://www.nra.go.jp/data/000392195.pdf>

東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対する今後の追加検査における確認方針（令和4年9月14日第38回原子力規制委員会）

<https://www.nra.go.jp/disclosure/committee/kisei/010000761.html>